

学校給食を活用した県産食材PR・啓発資材制作等業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、学校給食を活用した県産食材PR・啓発資材制作等業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名
学校給食を活用した県産食材PR・啓発資材制作等業務
- (2) 仕様書
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和7年12月19日（金）まで
- (4) 委託料
4,450千円（消費税込み）以内
委託料には、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 スケジュール

令和7年6月11日（水）	17時	質問受付期限
13日（金）		質問回答
18日（水）	17時	参加申込書提出期限
25日（水）	17時	企画提案書提出期限
26日（木）		
～27日（金）		審査会（書類審査）
7月 1日（火）		審査結果の通知
2日（水）		以降 打合せ・契約締結

4 参加資格

応募する時点で、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 国内に営業拠点を有する事業者であること。
- (2) 過去5年の間に、その種類及び規模が同等程度の業務の実績を有する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

5 質問の受付及び参加申込

(1) 質問の受付及び回答

本業務の内容・仕様等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- ア 提出書類 質問書（様式1）
- イ 受付期限 令和7年6月11日（水）17時必着
- ウ 提出方法 メール又はFAXにより提出する。
- エ 回答 令和7年6月13日（金）までに県ホームページに回答を掲載する。
- オ その他 受付期限以降の質問には一切回答しない。

(2) 参加申込書の提出

- ア 提出書類 参加申込書（様式2）
- イ 提出期限 令和7年6月18日（水）17時必着
- ウ 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）、郵送、メール又はFAXにより提出する。

(3) 参加資格の可否及び喪失

参加申込書を提出した者は、本企画提案競技への参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ア 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- イ 本手続き期間中に、上記「4 参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

6 企画提案書

(1) 企画提案書の内容

次の項目について必ず記載すること。様式は任意で、用紙は日本産業規格A4とすること。

ア 実施体制

本業務に係る社内体制及びスタッフの配置について記載すること。

イ 企画内容

(ア) 県産食材に対する理解を深める動画の作成案

仕様書を参考に、絵コンテ及びテロップ（イメージ）を提出すること。

(イ) 県産食材を紹介する冊子の制作案

仕様書を参考に、紙面構成、デザインのイメージを提出すること。

ウ 実施スケジュール

業務開始から終了まで想定しているスケジュールを記載すること。

エ 経費見積

経費の積算内容が分かるように記載すること。

オ 自社実績

過去に受託した類似事業等の実績について記載すること。

※本業務と類似の業務又は本業務を実施するに当たって、優位になると思われる自社の実績について記載すること。（地方自治体から受託した業務に限らない。）

(2) 提出物

ア 企画提案書（詳細は（1）のとおり）

イ 経費見積書

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年6月25日（水）17時必着

ウ 提出部数 6部

エ 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送により行う。

※メールやFAXでは受付しない。

7 審査

(1) 提出された企画提案書による書類審査とする。

(2) 選考結果については、採用・不採用にかかわらず後日書面で通知する。

(3) 委託契約は、本企画提案競技の結果、委託先候補となった者と企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行い、別途締結するものとする。

8 その他

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 企画提案競技に係る一切の費用は、参加者が負担する。

(3) 提出期限までに該当資料が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。

(4) 企画提案書の差し替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めないが、採用された企画提案書については、青森県と協議の上、変更することがある。

(5) 提案数は、1社1案とする。

9 問合せ・提出先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1（青森県庁北棟5階）

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 地産地消グループ 番地

電話：017-734-9572

FAX：017-734-8086

メール：brand@pref.aomori.lg.jp